



銚田市茨城県屋外広告物 条例等の施行に関する規 則（平成17年10月11 日規則第112号）

～屋外広告物申請の手引き～

茨城県屋外広告物条例に基づく許可申請等の手続き
書類についてまとめた資料です。

銚田市建設部都市建設課

平成22年4月

目 次

屋外広告物	2
屋外広告物の申請	4
茨城県屋外広告物条例	6
鉾田市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則	19
屋外広告物申請手数料	32

■屋外広告物

はり紙、立看板、広告板、ネオンサインなど屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、また、まちの活気やにぎわいを演出し、人々に楽しみを与えてくれます。しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、まちの美観や自然の美しさをそこね、また、管理がおろそかになると、広告物の落下や倒壊による事故など人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、屋外広告物法に基づき茨城県屋外広告物条例を制定し、「良好な景観の形成」、「風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」の観点から、屋外広告物について必要なルールを定めています。

そして、屋外広告物の表示は、原則許可制としており、許可は広告物の種類ごとに定められた許可基準に基づき各市町村において行っております。

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

また、商業広告だけでなく非営利な内容の広告も、屋外広告物に含まれます。

2 屋外広告物条例に基づく規制のしくみ

屋外広告物条例により、禁止地域、許可地域、禁止物件、禁止広告物、適用除外広告物を定め規制を行っております。

3 屋外広告物の許可基準

屋外広告物の許可については、面積等に一定の基準（許可基準）を設けています。

禁 止 地 域	広告物を表示してはいけない地域
許 可 地 域	広告物を表示するのに許可が必要な地域
禁 止 物 件	広告物を表示してはいけない物件
禁 止 広 告 物	どんな場所にも表示・設置ができない広告物
適 用 除 外 広 告 物	広告物の表示内容、設置目的などが一定の要件に該当する場合に、屋外広告物条例の規定の全部または一部の適用が除外される広告物

1) 禁止地域

① 第1種禁止地域

- ・ 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などの地域地区
- ・ 文化財保護法等による指定地域等

② 第2種禁止地域

- ・ 高速道路から500m以内、
- ・ 国道、県道水戸鉾田佐原線、県道大洗友部線から50m以内
- ・ 上記以外の道路から5m以内

- ・ 信号機又は道路標識から 10m以内の区域
※自家広告物等については、一定の基準以内であれば、表示できます。

2) 許可地域

- ・ 禁止地域以外の地域

3) 禁止物件

- ・ 電柱, 街灯柱 (はり紙, はり札, 立看板など)
- ・ 街路樹, 信号機, 道路標識, ガードレール, カーブミラー, パーキングメーター, 道路情報管理施設
- ・ 橋, トンネル, 歩道橋, 高架の工作物, 道路の分離帯
- ・ 石垣, よう壁, 消火栓, 火災報知器, 火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト, 電話ボックス, 路上変電塔, 送電塔, 送受信塔, 照明塔
- ・ 煙突, 風力発電施設, ガスタンク, 水道タンク, その他タンク類
- ・ 銅像, 神仏像, 記念碑の類
- ・ 道路の路面
- ・ その他

4) 禁止広告物

- ・ 著しく汚れたり, 色あせたり, 塗料のはがれたもの, 破損したり, 老朽化したもの
- ・ 倒壊したり, 落下するおそれのあるもの
- ・ 信号機や道路標識等に似たもの, その効果を妨げるおそれのあるもの
- ・ 道路の交通安全を阻害するおそれのあるもの
- ・ その他

5) 適用除外広告物

許可基準の適用が除外されたり, 手続きが不要の場合もあります。

- ・ 自家広告物 (自己の名称, 店名, 事業内容などを表示するもので, 自己の住所, 事業所などに表示するもの)
※自家広告物は, 禁止地域においても一定面積以内であれば, 許可を受けて表示することができます。
- ・ 法令の規定により表示するもの
- ・ 国, 地方公共団体が公共目的をもって表示するもの
- ・ 公職選挙法による選挙運動のために表示するもの
- ・ 冠婚葬祭のために一時的に表示するもの
- ・ 町内会やPTA等が地域の安全等を目的として表示するもの
- ・ 道標, 案内図版等公共的または, 公衆の利便に供する目的をもって表示するもの
- ・ 近隣店舗等案内広告

■屋外広告物の申請

1. 新規申請

広告物等を表示、または設置しようとする日の 30 日前までに、**屋外広告物許可申請書(様式第 1 号)**に次の書類を市長に提出すること。

- ① 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺 1,000 分の 1 程度の見取図
- ② 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- ③ 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)
- ④ 広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図
- ⑤ 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

2. 更新申請

許可期間が満了する 2 週間前までに、**屋外広告物更新許可申請書(様式第 3 号)**に次の書類を添えて市長に提出すること。

- ① 当該広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)
- ② **屋外広告物自己点検書(様式第 5 号)**

3. 変更・改造申請

屋外広告物の表示内容を変更するなどの改造を行うときは、改造しようとする 30 日前までに、**屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第 6 号)**に次に書類を添えて市長に提出すること。

- ① 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- ② 改造前の広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)
- ③ 広告物等の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- ④ 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

変更・改造に当たらない軽微な変更

- ・ 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- ・ 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- ・ 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- ・ 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

4. 除却届出

許可期間が満了したとき、または屋外広告物を表示する必要がなくなったときは、速やかに除却するとともに、**屋外広告物除却届出書（様式第8号）**により市長に届出ること。

5. 管理者の届出

屋外広告物を管理する者を置いたとき、または変更するときは遅滞なく、**屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（様式第13号）**により市長に届出ること。

ただし、許可申請の際に管理者を記載した場合にあっては、届出したものとみなす。

6. 滅失届出

屋外広告物等が滅失したときは、遅滞なく、**屋外広告物滅失届出書（様式第14号）**により市長に届出ること。

7. 名称等変更届出

広告物の表示をする者、または広告物等を管理する者は次に掲げる変更があったときは、遅滞なく、**屋外広告物設置者名称等変更届出書（様式第15号）**により市長に届出ること。

- ① 氏名または住所（法人にあっては、名称もしくは代表者の氏名または主たる事務所の所在地）

茨城県屋外広告物条例（昭和 49 年 3 月 30 日茨城県条例第 10 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「広告物」とは、法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「広告物等」とは、広告物及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)をいう。

3 この条例において「広告物の表示等」とは、広告物の表示及び掲出物件の設置をいう。

4 この条例において「自家広告物等」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所又は自己の営業の用に供する物件に表示し、又は設置する広告物等をいう。

5 この条例において「自己管理地広告物等」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

6 この条例において「屋外広告業」とは、法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。

（広告物等のあり方）

第 3 条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（県等の責務）

第 3 条の 2 県は、第 1 条の目的を達成するため、啓発、規制、誘導その他の必要な施策を実施するものとする。

2 広告主(自ら広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。)及び屋外広告業を営む者は、この条例に適合する広告物等を表示し、若しくは設置し、かつ、これらを適正に管理するとともに、前項の規定による施策に協力するよう努めるものとする。

3 広告物等を表示し、若しくは設置する土地若しくは工作物等の所有者、占有者その他当該土地若しくは工作物等について権原を有する者は、当該広告物等がこの条例に適合するよう努めるものとする。

4 県民は、第 1 項の規定により県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（禁止地域等）

第 4 条 次の各号に掲げる地域等においては、広告物の表示等をしてはならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

(1 の 2) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 74 条第 1 項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第 75 条第 1 項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

(1 の 3) 景観法第 76 条第 3 項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

- (1の4) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域で知事が指定する地域
- (3) 茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物、同条例第40条第1項の規定により指定された史跡及び名勝の区域並びに天然記念物の所在する境域並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章又は第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (6) 茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第2章又は第3章の規定により指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林の地域
- (8) 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。), 鉄道, 軌道及び索道の知事が指定する区間
- (9) 道路, 鉄道, 軌道及び索道から展望できる地域で知事が指定する区域
- (10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園, 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第21号)第1条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号)第2条第1項第3号に規定する公園又は緑地並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金, 貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域
- (11) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号の規定による国立公園の区域で知事が指定する区域
- (12) 茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第2条第1号の規定による自然公園の区域で知事が指定する区域
- (13) 河川, 湖沼, 溪谷, 海浜, 高原及び山岳で知事が指定する区域並びにこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- (14) 港湾及び駅前広場並びにこれらの周囲の地域で知事が指定する区域
- (15) 官公署, 学校, 図書館, 公会堂, 公民館, 博物館, 美術館, 体育館, 病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- (16) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で知事が指定する区域
- (17) 社寺, 教会及び火葬場の建造物並びにこれらの境域
- (18) 前各号に掲げるもののほか, 知事が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する地域, 区域又は場所

(禁止物件)

第5条 次の各号に掲げる物件には、広告物の表示等をしてはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架の工作物及び道路の分離帯
- (2) 石垣及びよう壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹並びに都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー、パーキングメーター、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設並びに歩道柵、駒止め及び里程標の類
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突、風力発電施設及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (10) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する物件

2 次の各号に掲げる物件には、はり紙、はり札、立看板その他これらに類する広告物を表示してはならない。

- (1) 電柱
- (2) 街燈柱

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可)

第6条 第4条各号に掲げる地域等以外の地域等において広告物の表示等をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(広告景観整備地区)

第6条の2 知事は、良好な景観を形成するため、広告物等をその周辺の景観に調和させることが特に必要と認める区域を広告景観整備地区として指定することができる。

2 知事は、広告景観整備地区を指定するときは、次の各号に掲げる事項を内容とする当該地区に係る広告物の表示等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- (1) 広告物の表示等に関する基本構想
- (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 広告景観整備地区において、広告物の表示等をしようとする者は、当該広告景観整備地区に係る基本方針に適合するよう努めなければならない。

5 広告景観整備地区において、規則で定める広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

6 知事は、前項の届出があつた場合において、当該広告景観整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、届出をした者に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる広告物等については、第4条から前条までの規定は適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために表示し、又は設置する広告物等
- (4) 自己管理地広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 第5条第8号に掲げる物件に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの

2 次の各号に掲げる広告物等については、第4条、第6条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 冠婚葬祭等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (1の2) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの
- (2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、これらの会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (3) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域内に存する自動車に当該他の都道府県(当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))又は法第28条の規定に基づき条例で定めるところにより同条に規定する事務の全部若しくは一部を処理することとされた景観行政団体(景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。))である市町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。))の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市、当該中核市又は当該景観行政団体である市町村)の屋外広告物条例の規定に従つて表示される広告物
- (5) 人、動物、車両(電車又は自動車を除く。)、船舶、航空機等に表示する広告物
- (6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ないと認められる広告物等で規則で定めるもの

3 自家広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、第4条から第6条までの規定は適用しない。

4 電車又は自動車に表示する広告物で第2項第3号及び第4号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示する場合に限り、第4条、第6条及び前条の規定は適用しない。

5 自家広告物等で第3項に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもつ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

(経過措置)

第8条 第4条又は第5条の規定による指定等があつたときは、当該指定等のあつた地域等又は物件に、現に適法に存する広告物等は、当該指定等のあつた日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

(許可の期間及び条件)

第9条 知事は、第6条又は第7条第4項から第6項までの規定により許可をする場合においては、許

可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において条件を付することができる。

- 2 前項の規定による許可の期間は、3年を超えない範囲内で、広告物の種類ごとに規則で定める期間を超えることはできない。

(許可の更新)

第9条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物の表示等をしている者は、当該許可の更新を申請することができる。

- 2 前項の規定による許可の更新を申請しようとする者は、当該許可の更新を受けようとする広告物等について、規則で定めるところにより、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性を点検し、前項の申請の際、あわせてその結果を知事に提出しなければならない。

- 3 前条の規定は、第1項の規定による許可の更新について準用する。

(変更等の許可)

第10条 第6条又は第7条第4項から第6項までの規定により許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

- 2 第9条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

(自然公園条例との関係)

第11条 茨城県立自然公園条例第40条の規定に基づき同条例第11条第4項の規定による許可を受けたものとみなされるこの条例の規定による許可には、茨城県立自然公園条例第20条の規定に基づく条件をあわせて付することができる。

(許可の基準)

第12条 この条例の規定による広告物の表示等の許可の基準は、規則で定める。

(特例の許可)

第12条の2 知事は、第4条から第6条までの規定及び前条の許可の基準にかかわらず、良好な景観の形成又は公共の利益に資する広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物の表示等を許可することができる。

- 2 第9条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の表示)

第13条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に許可の証票をはり付けておかななければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けた広告物等については、この限りでない。

(禁止広告物等)

第14条 次の各号に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、若しくはたい色したもの又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したものの
- (3) 倒壊し、又は落下するおそれのあるものの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

(管理義務)

第15条 広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、広告物等に関し補修その他必要な管理

を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第 16 条 広告物の表示等をする者は、許可の期間が満了したとき若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示等が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第 8 条に規定する広告物等について同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第 17 条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第 9 条第 1 項(第 9 条の 2 第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(勧告)

第 18 条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止をし、又は当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(違反に対する措置)

第 19 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、第 25 条の 8 の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるとき、又は前条の規定により勧告しようとする場合において当該勧告に係る者を過失がなく確知することができないときは、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、同条の規定による勧告及び第 25 条の 8 の規定による公表をすることなく、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、前 2 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置が広告物等の表示又は設置の停止に係る措置以外の措置に係るものであるときは、5 日以上の期限を定め、当該措置を命ずるものとする。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定めて、その期限までに当該掲出物件を除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

第 19 条の 2 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による措置を命じた場合において、これらの措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置を履行すべき期限を経過しても当該措置を履行しないときは、規則で定めるところにより当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第 19 条の 3 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第 19 条の 4 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、保管後速やかに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から 14 日間(法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については、2 日間)、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第 19 条の 8 において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を茨城県報に掲載し、又はこれに準ずる適当な方法により公示すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第 19 条の 5 法第 8 条第 3 項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第 19 条の 6 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 19 条の 7 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第 8 条第 3 項第 1 号の期間 2 日
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号の期間 3 月
- (3) 法第 8 条第 3 項第 3 号の期間 2 週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第 19 条の 8 知事は、保管した広告物等(法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、

かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(広告物の表示等をする者等に対する立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第21条 広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者に変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則等により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第21条の2 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 前項の規定による広告物等を管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 第23条第1項又は第3項の規定による屋外広告業の登録を受けた者

(2) 第24条第1項に規定する講習会を修了した者

(3) 第25条第1項各号に規定する者

(管理者の届出等)

第22条 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者が、広告物等を管理する者をおいたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、その氏名又は住所(法人にあつては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(屋外広告業の登録)

第23条 県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において、当該登録の申請は、当該有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 23 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第 2 号の営業所ごとに選任される業務主任者(第 25 条第 1 項に規定する業務主任者をいう。第 23 条の 4 第 1 項第 7 号において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 23 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 23 条の 3 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 23 条の 4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 23 条の 2 第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第 25 条の 5 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第 23 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 25 条の 5 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しないもの

(3) 第 25 条の 5 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第 23 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申

請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第 23 条の 5 屋外広告業者は、第 23 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 23 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 23 条の 6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第 23 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 23 条の 8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第 25 条の 5 第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第 24 条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

2 前項に規定する講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第 25 条 屋外広告業者は、第 23 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく次に掲げる者

ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する者

イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

ウ 広告美術科に係る職業訓練を修了した者

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物の表示等に係る安全の確保に関すること。

(3) 第25条の3に規定する帳簿に記載する事項のうち、規則で定めるものの記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第25条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第23条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第25条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第23条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第25条の4 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第25条の5 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第23条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第23条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第25条の6 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する立入検査等)

第25条の7 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条の8 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

- (1) 第 18 条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないとき。
- (2) 第 25 条の 5 第 1 項の規定により登録を取り消し、又は営業の停止を命じたとき。

(審議会への諮問)

第 26 条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、茨城県景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第 4 条から第 6 条の 2 までの規定により地域等又は物件を指定し、変更し、又は取り消そうとするとき。
- (1 の 2) 第 6 条の 2 第 2 項の規定により基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項並びに第 12 条の規定により基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第 12 条の 2 第 1 項の規定により許可をしようとするとき。

(告示)

第 27 条 第 4 条から第 6 条の 2 までの規定により行う指定、変更及び取消しは、告示してするものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第 28 条 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務(次項において「条例制定事務等」という。)の全部又は一部については、景観行政団体である市町村が処理することができる。

2 前項の規定により条例制定事務等の全部又は一部を処理することとなる景観行政団体である市町村の名称及びその行う事務の範囲については、規則で定める。

3 前項の景観行政団体である市町村の区域内においては、当該景観行政団体である市町村が定めた条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。

(適用上の注意)

第 29 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 23 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 25 条の 5 第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条から第 6 条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第 10 条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第 16 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- (4) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- (5) 第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 第 23 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第 25 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

(8) 第 25 条の 7 第 1 項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対し，各本条の罰金刑を科する。

銚田市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（平成 17 年 10 月 11 日銚田市規則第 112 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、茨城県屋外広告物条例(昭和 49 年茨城県条例第 10 号。以下「県条例」という。)及び銚田市手数料徴収条例(平成 17 年銚田市条例第 58 号。以下「市手数料条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告物等の意義）

第 2 条 市手数料条例別表第 1 屋外広告物の欄に掲げる広告物等の意義は、別表意義の欄に定めるところによる。

（許可の申請等）

第 3 条 県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 30 日前までに、屋外広告物許可申請書(様式第 1 号)を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺 1,000 分の 1 程度の見取図

(2) 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面

(3) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)

(4) 広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図

(5) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

（更新の申請等）

第 4 条 県条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による許可の更新の申請は、県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定により受けた許可期間が満了する 2 週間前までに、屋外広告物更新許可申請書(様式第 3 号)に当該広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、県条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による更新を許可したときは、屋外広告物更新許可書(様式第 4 号)を申請者に交付するものとする。

3 県条例第 9 条の 2 第 2 項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物自己点検書(様式第 5 号)により行わなければならない。

（変更、改造の申請等）

第 5 条 県条例第 10 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を変更し、又は改造しようとする日の 30 日前までに、屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第 6 号)を提出しなければならない。この場合において、同項の規定による許可が改造に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面

- (2) 改造前の広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)
- (3) 広告物等の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、県条例第 10 条第 1 項の規定による許可をしたときは、屋外広告物変更(改造)許可書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第 6 条 県条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

(除却届出)

第 7 条 県条例第 16 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(様式第 8 号)によりしなければならない。

(違反広告物である旨の表示)

第 8 条 県条例第 19 条の 2 の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物表示書(様式第 9 号)を当該広告物等にはり付けて行うものとする。

(公示等の場所)

第 9 条 県条例第 19 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する場所は、銚田市公告式条例(平成 17 年銚田市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場とする。

2 県条例第 19 条の 4 第 2 項に規定する場所は、銚田市役所庁舎とする。

(保管広告物等一覧簿の様式)

第 10 条 県条例第 19 条の 4 第 2 項の規定で定める様式は、保管広告物等一覧簿(様式第 10 号)とする。

(保管した広告物等の売却手続)

第 11 条 県条例第 19 条の 6 の規定で定める方法は、銚田市契約規則(平成 17 年銚田市規則第 32 号)の定める競争入札により行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

(受領書の様式)

第 12 条 県条例第 19 条の 8 の規定で定める様式は、受領書(様式第 11 号)とする。

(身分証明書)

第 13 条 県条例第 20 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 12 号)によるものとする。

(管理者の届出等)

第14条 県条例第22条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(様式第13号)によりしなければならない。ただし、屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定施行の記載をした場合にあつては、県条例第22条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 県条例第22条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第14号)によりしなければならない。

3 県条例第22条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第15号)によりなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の茨城県屋外広告物条例等の施行に関する旭村規則(平成12年旭村規則第17号)、茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則(平成12年鉾田町規則第16号)又は茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則(平成12年大洋村規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

種 類	意 義
はり紙・ポスター	紙等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件にはり付けて掲出されるものをいう。
は り 札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。
立 看 板	布、木、金属等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの(土地その他物件に建植されるものを除く。)をいう。
広 告 板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地に建植され、広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。ただし、照明広告に該当するものを除く。
広 告 塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地又は建物等の屋上に塔状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
ア ー チ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、道路を横断してアーチ状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
電 柱 卷 立 広 告	金属等を使用して作製されたものであつて、電柱、街柱灯等に巻き立てて掲出されるものをいう。

電柱塗装広告	電柱，街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。
電柱袖付広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，電柱，街灯柱等に支柱をもって取り付け掲出されるものをいう。
広告幕	布，網等を使用して作製されたものであって，建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。
つり下げ看板	布，木，金属等の材料を使用して作製されたものであって，建物その他の物件につり下げて掲出されたものをいう。
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，停留所標識その他これに類するものに巻き立て，又は添加して掲出されるものをいう。
照明広告	ネオン管その他の照明装置をもって広告内容を表示したものをいう。
電光ニュース・ビジュアルボード等	電光等をもってニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し，その綱を利用して又は気球に広告内容を表示するものをいう。
近隣店舗等案内広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，自己の店舗等の位置を表示するものをいう。
車体利用広告	電車，バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。
のぼり旗	布等を使用して作製された旗状のものであって，ポールを固定して掲出されるものをいう。
店頭装飾	クリスマスセール，お中元セール，新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。
置広告	地面上に置いて表示するものをいう。
横断幕	道路を横断して表示する広告幕をいう。

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については，同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの規則を適用する。

(表)

屋 外 廣 告 物 許 可 申 請 書

※

年 月 日							
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者住所 氏 名 電 話 番 号 () — </div> <div style="text-align: right;"> 印 </div>							
茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、申請します。							
工事施工者	住所						
	氏名	電話番号() —					
	屋外広告業の届出等	. . . 第 号					
管 理 者	住所						
	氏名	電話番号() —					
	屋外広告業の届出等	. . . 第 号					
表 示 物 件	種類	数量			表示 場所 (用途地域名)		
	表示期間	. . . ~ . . .					
	照明の種類 光源の点滅						
	材料 塗装						
位置	広告物相互間の距離					メートル	
	道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から)					メートル	
	信号機からの距離					メートル	
	道路標識からの距離					メートル	
規格	高 さ	縦	横	面 数	合 計 面 積	数 量	
	メートル	メートル	メートル		平方メートル		
地 域 区 分	禁止地域(第 種禁止地域) 許可地域(第 種許可地域)						
既設の広告物	数量	合計表示総面積(表示総面積の合計)					平方メートル
添付書類 設置場所の見取図、仕様書、意匠図、構造図、他法令による許可書の写し(), 設置場所の写真、模写図、建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合)、既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)							
※手数料			※算出基礎				
※決裁	決裁権者	回 議			担 当 者		

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 野立広告物、アーチ、広告幕、照明広告、電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については、設置場所ごとに申請してください。
 4 屋外広告業の届出等の欄には、条例第 21 条の 2 第 2 項に規定する届出等を記入してください。

(裏)

※			
許 可 整 理			
許 可 期 限	許 可 年 月 日	指 令 番 号	条 件
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日			
鉾田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者住所 氏 名 印 電話番号 () — </div>			
茨城県屋外広告物条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
更 新 申 請	種類	数量	期間 . . . ~ . . .
	理由		
前 許 可	期間 . . . ~ . . .	年月日 . . .	番号 指令第 号
※手数料 <div style="text-align: right;">円</div>		※許可年月日 . . .	※許可番号 指令第 号
※ 決 裁	決 裁 権 者	回 議	担 当 者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 書

年 月 日		
鉾田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者住所 氏 名 電話番号 () — </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</div>		
茨城県屋外広告物条例第 9 条の 2 第 2 項の規定により、申請します。		
設置年月日	
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容
取付（支持）部分の変形又は腐食	良・要改善	
主要部分の変形又は腐食	良・要改善	
ボルト，ビス等のさび	良・要改善	
表示面の汚損，たい色又ははく離	良・要改善	
表 示 面 の 破 損	良・要改善	
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善	
その他特に点検した箇所	良・要改善	

注意 点検結果の欄は、該当する文字を○で囲んでください。

屋外広告物変更(改造)許可申請書

年 月 日			
鉾田市長 様			
申請者住所 氏 名 電 話 番 号 () —			
印			
茨城県屋外広告物条例第 10 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
変更(改造)物件	種類	数量	変更(改造)年月日 . .
	内容		
	理由		
	表示期間 . . ~ . .		
現 許 可	年月日 . .		番号 指令第 号
※ 許 可	年月日 . .		番号 指令第 号
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋外広告物除却届出書

			年 月 日
鉾田市長 様			
届出者住所 氏 名			印
電話番号 ()			—
茨城県屋外広告物条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。			
除却物件	種類	数量	場所
	許可年月日		
	許可番号 指令第 号		除却命令年月日
	理由(□の中にレ印) <input type="checkbox"/> 条例第 14 条 <input type="checkbox"/> 条例第 16 条第 1 項		
※ 検 査	年月日		担当者職氏名印 印
	結果		
※ 決 裁	決 裁 権 者	回 議	担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
- 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋外広告物管理者等設置(変更)届出書

年 月 日	
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 届出者住所 氏 名 電 話 番 号 () — </div> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">印</div>	
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 項の規定に基づき、届け出ます。	
許 可	年 月 日 . . 番 号 <div style="text-align: right;">指令第 号</div>
新 設 置 者	住 所 電 話 番 号 () — 氏 名
前 設 置 者	住 所 電 話 番 号 () — 氏 名
新 管 理 者	住 所 電 話 番 号 () — 氏 名
前 管 理 者	住 所 電 話 番 号 () — 氏 名
設置又は変更理由	
※ 決 裁	決 裁 権 者 回 議 担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 「前管理者」の欄は、変更届の場合のみ記入してください。

屋外広告物滅失届出書

年 月 日		
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者住所 氏 名 印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号 () 一</div>		
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 3 項の規定に基づき、届け出ます。		
許 可	年月日 .	番号 指令第 号
滅 失	種類	数量
	理由	
※ 決 裁	決裁権者	回 議
		担 当 者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋外広告物設置者名称等変更届出書

年 月 日			
様			
届出者住所 氏 名 印			
電話 番 号 () —			
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 4 項の規定に基づき、届け出ます。			
許 可	年月日 ..br/> 番号 指令第 号		
変更後の住所 又は氏名	設 置 者	住所 電話番号() —	氏名
	管 理 者	住所 電話番号() —	氏名
変 更 理 由			
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

■屋外広告物申請手数料

はり紙, ポスター	1 件につき 50 枚までごとに	300 円
はり札	1 件につき 10 枚までごとに	500 円
立看板	1 枚につき	300 円
広告板	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	750 円
広告塔	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	750 円
アーチ	1 基につき 3 平方メートルまでごとに	900 円
電柱巻立広告	1 枚につき	300 円
電柱塗装広告	1 枚につき	300 円
電柱袖付広告	1 枚につき	300 円
広告幕	1 枚につき	650 円
つり下げ看板	1 枚につき	450 円
標識広告	1 枚につき	300 円
照明広告	1 基につき 3 平方メートルまでごとに	800 円
電光ニュース, ビジュアルボード	1 基につき	6,000 円
アドバルーン	1 個につき	1,700 円
近隣店舗等案内広告	1 枚につき 2 平方メートルまでごとに	800 円
車体利用広告	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	650 円
のぼり旗	1 枚につき	350 円
店頭装飾	1 基につき	1,500 円
置広告	1 基につき	700 円
横断幕	1 枚につき	650 円